

教 育 委 員 会 会 議 録

令和7年12月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	加悦保健センター2階 農事相談室		担当書記	中 上 伸 午
会議日程	自 令和7年12月24日(水) 1日間 至 令和7年12月24日(水)			
出席者数	委員 5名 出席			
出席委員	教育長 長島 雅彦 委員 酒井 英隆		委員 樋口 潔 委員 植田 智子	
欠席委員				
説明者	教育次長兼学校教育課長 中上 伸午 社会教育課長 小谷 貴儀 総括指導主事兼人事主事 森谷 秀博			
署名委員	委員 樋口 潔		委員 植田 智子	
その他	【傍聴者】 なし			

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第24号 与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について 	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告第10号 与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の制定について
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年12月24日 午前9時30分から午前10時20分まで
- 2 場 所 加悦保健センター2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和7年度第11回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、樋口委員と植田委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしく願いいたします。

[長島教育長]

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。はじめに、11月6日に開催いたしました令和7年度第9回教育委員会会議の会議録につきまして、修正等はありませんでしょうか。

[樋口委員]

文言の削除と一部訂正をお願いしましたが、内容が大きく変わるものではありません。よろしく願いします。

[長島教育長]

それでは、ご確認ただけたという事で本会議終了後に署名をお願いいたします。

次に11月21日に開催いたしました令和7年度第10回教育委員会会議の会議録につきまして、修正等はありませんでしょうか。

[樋口委員]

こちらも文言の削除と一部訂正をお願いしました。よろしく願いします。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名いただくことといたします。

[長島教育長]

続いて、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

本日は師走のこの時期、誠にお忙しい中、第11回の教育委員会会議にお集まりいただき、感謝を申し上げます。

先週21日が「二十四節気」では冬至でありました。今月4日には大江山がしっかりと白くなり里も薄っすらと雪景色となりました。今年の冬は、そのまま例年並みに寒さが厳しくなると思っていましたが、このところは寒さも緩み、この時期らしくない小春日和の日もそれなりにあります。

そして、今月12日には今年の漢字が発表されました。この1年の世相を表すものですが、やはり今年も「熊」でした。全国各地で被害が相次いだ今年の世相をまさに表しています。ちなみに2位は「米」、3位は新首相の「高」そして昨年の漢字は「金」で、ここにはオリンピック・パラリンピックでのアスリートの活躍と政治にまつわる「お金」の2つの意味がありました。

また、間もなく能登半島地震から2年となりますが、災害関連死の方々が地震そのもので亡くなられた方々の2倍に達し、併せて684人となったとの報道が先月にありました。被災地から遠く離れた地、被災地の状況が見えにくいところで暮らす私たちは、現地は今も復興復旧の途上であることを忘れがちであります。改めて1月1日は特別な日として、皆さんとともに、亡くなられた方々への哀悼の意を表し、被災地に心と思いを寄せる日としたいと思います。

次に2の1月5日、月曜日の校園長会議ですが、新年早々ですが例年のごとく委員の皆様方には訓示をお世話にさせていただきたくと思いますが、今年はやはり教育への信頼を失墜させた中学校教員の不祥事を踏まえてのものになるかと思えます。園・学校訪問のときのように、教育委員、地域住民、保護者など様々な視点・観点で忌憚のないところでお話をいただければと、何卒よろしく願いいたします。

続いて校園の様子ですが、まず、季節性インフルエンザですが、直近の定点把握の数値、前回会議からの学級閉鎖の状況はレジュメにある通りですが、11月中旬から罹患者が増え、先週あたりまで厳しい状況が続いていました。データを見れば、やはり年代別の罹患者ではインフルエンザは圧倒的に、14歳以下の子どもに多いという状況が続き、割合では罹患者の68%を占めています。

続いて、主な行事ですが、先月24日には加悦小学校5年生児童が探究活動で調査した「ちりめん街道」の発表を記念イベントで披露してくれました。同じく30日の俳句大会では令和のBuson俳句大賞に輝いた加悦小学校4年生児童の作品をはじめとして、別紙にありますような瑞々しい感性の俳句を披露してくれました。今年も本町の子どもたちに俳句文化がしっかりと根付いていることを実感いたしました。そして12月7日の「子ども発表会」では10名の児童生徒の日々深く思い・考えていることや自らの経験についての発表を聞かせてもらいました。当日のプログラムは別紙のとおりです。いずれも発表内容、発表態度ともに立派なもので、発表者本人の努力に加えて、先生方・保護者の方々にもしっかりとご指導していただいたと実感しております。とりわけ今年は人間的な成長が強く感じられる発表が多かったのと、社会に目を向けた広がりや豊かさを感じました。これらの諸行事をご参観いただきました委員の皆様から、後ほどご感想をいただければと願います。

また今月は、それぞれのこども園で作品展が開催されていました。一昨年までは園訪問がこの頃でしたので、私たちは園児の作品や努力の様子や努力の跡を見ることができましたが、昨年より訪問時期が7月となりましたので、残念ながら見ることはできません。昨年も紹介させてもらったのですが、かえでこども園の和田園長先生が今月の園だよりで書かれておられたことが大変印象的でした。「見てもらうための作品展、きれいに作っただけの作品展ではなく、子ども達の思いがいっぱい詰まった楽しい作品展、思わず遊びたくなる作品展であってほしいと思っています。子ども達は作品を作ることを楽しみ、それを使って遊ぶことを楽しみ、そこから広がっていく世界を楽しんでいます。」このように書かれておられました。私もかえでこども園の作品展を見せてもらいに行きましたが、園だよりに書かれているとおり、子ども達の思いが溢れた楽しい世界が広がっていました。このような子ども達の学びの視点・観点から行事全体を見ていくことは、こども園に限らず、小中学校の様々な行事においても、大切な視点・観点だと思います。

続いて、はじめに申しました今年の漢字である「熊」についてですが、全国各地で出没が相次ぎ、悲しいことに多くの犠牲者が出ていること、近くでは京丹後市弥栄町でも負傷された方が出たことは報道のとおりでございます。児童生徒いわゆる子どもの被害が出ていないのは、不幸中の幸いですが、各学校では熊に出会わないようにするための注意・心得、実際に遭遇した際の対処方法などは、教育委員会からの通知のガイドラインや町の広報等をもとにして、お世話になっているところでございます。

その中の1つのいわゆる「熊鈴」ですが、小学校では区や個人からの寄贈、PTAが購入または学校からの貸出などで対応されています。しかし中学校は、加悦中学校のみ資源回収で得られた資金から新生分を購入・配布しておられますが、江陽中学校と橋立中学校は対応しておりません。各学校の「熊鈴」についての対応状況はこのとおりですが、次年度からは小学校の新生分に町が入学祝いとして「熊鈴」を購入・配布する方向、そして対応ができていない江陽中学校・橋立中学校またはすでに失くした児童生徒には、町からの貸し出しという形で対応できないかと検討を進めているところでございます。

次に「進路指導」についての話になりますが、例年12月の校園長会議では、校園長の先生方に、児童生徒にはすべての教科を頑張るという姿勢を大事にして欲しい、人間としての成長には不必要な科目は当然としてなく、現実的なこととしても科目を絞らないという姿勢が、進路選択の幅を間違いなく広げることになると話しています。

このことは高校での大学受験の例で言えば分かりやすいのですが、すべての教科で頑張っておくと、国公立大学のいわゆる推薦試験や私立の指定校推薦においては有利となりますし、大学入学共通テストで多くの教科科目を受験した方が、出願できる学校は多く、合格の可能性も増えてくることになります。

そして19日に閉会となりました12月定例会ですが、一般質問については、懲戒処分のところでは今回の中学校教員の不祥事への対応に関して、避難所については体育館の冷房に関して、物価高騰への対応については給食費の無償化に関して、そして教員の長時間労働については現状・要因・対応についての質疑がなされました。

条例・補正予算等についてはレジュメにある内容で質疑がなされました。

最後その他ですが、本日は文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱についての審議、放課後児童健全育成事業に係る条例施行規則の制定についての報告などがございますが、この後、何卒、よろしく願いいたします。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

議案第24号「与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[酒井委員]

観光協会が運営をされているという事で、この団体はどのような位置付けになっているのでしょうか。

[小谷社会教育課長]

観光協会が運営をされるのは4月からで、今はこの合同会社が今の指定管理者という事となります。まだ観光協会では無いので、今の指定管理者の後任になります。

もうお気づきと思うのですが、4月以降はこの会社では無くなるので、また後日、委嘱の議案を出させていただく事になります。

[長島教育長]

それでは、議案第24号「与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第24号「与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について」、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、日程第5、「報告事項」に入らせていただきます。

報告第10号「与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の制定について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、日程第6「その他」に入らせていただきます。

[中上教育次長]

次回の教育委員会会議の日程調整をさせていただきたいです。

(次回、教育委員会会議の日程調整)

[中上教育次長]

次回の教育委員会会議については、調整次第連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前10時20分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和7年12月24日（水）

午前9時30分～

場 所：加悦保健センター2階農事相談室

日程第1 会議録署名委員の指名
樋口委員 植田委員

日程第2 確認事項
会議録の確認

日程第3 教育長の報告

日程第4 審議事項
議案第24号 与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会委員の
委嘱について

日程第5 報告事項
報告第10号 与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例
施行規則の制定について

日程第6 その他
◇今後の予定について

議案第 2 4 号

与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱
について

与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱第 3 条により、
次の者を与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会委員に委嘱する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

氏 名	住 所	備 考
佐々木 貴昭	与謝野町	ちりめん街道を守り育てる会 会長
松本 節子	与謝野町	古代から未来へつなぐ会合同会社 代表社員

与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について

提案理由

与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱第2条（所掌事項）を実施するにあたり、与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会委員が所属する組織の役職者が交代したため、後任を委嘱する必要がある。

【参 考】

与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱（令和5年11月28日与謝野町教育委員会告示第19号）

（設置）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9第1項の規定に基づき、与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 与謝野町文化財保存活用地域計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の推進及び事業の実施に関すること。
- (3) その他計画に関して必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本町内に存する文化財の所有者
- (3) 関係機関又は関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、前条第2項各号に該当しないこととなった委員は、当該委員の任期が満了したものとみなす。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年11月20日

与謝野町長

山本 藤真

与謝野町規則第29号

与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（令和7年与謝野町条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 条例第2条第2項に規定する事業の定員は、次の表のとおりとする。

名称	定員
加悦学童保育所	80人（長期休業期間は、おおむね90人）
岩滝学童保育所	80人（長期休業期間は、おおむね90人）
三河内学童保育所	30人
市場学童保育所	30人
市場第二学童保育所	20人
山田学童保育所	30人
石川学童保育所	40人

(事業の実施日及び実施時間)

第3条 条例第2条第2項に規定する事業の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、町長は必要と認めるときは、これを伸縮し、若しくは変更することができる。

(1) 事業の実施日は、年間を通じて行うものとする。ただし、次に掲げる日については、実施しない。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

エ その他町長が特に必要と認める日

(2) 事業の実施時間は、次のとおりとする。

ア 平日 学校終業後から午後6時30分まで

イ 土曜日 午前7時45分から午後6時30分まで

ウ 長期休業期間中 午前7時45分から午後6時30分まで

(利用申請等)

第4条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、条例第5条に規定する利用の申請において次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 与謝野町放課後児童健全育成事業利用申請書

(2) 児童家庭状況調査票

(3) 就労証明書又は自ら事業を営んでいることがわかる書類（ただし、就労を理由として児童を入所させようとする者に限る。）

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の書類を受理したときは、その内容を審査し、利用の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第1項第1号の与謝野町放課後児童健全育成事業利用申請書の内容に変更が生じたときは、その旨を遅滞なく町長に届け出なければならない。

(実費負担)

第5条 児童の保護者は、条例第6条に規定する事業の利用料のほか、当該児童に係るおやつ代を負担しなければならない。

2 町長が特に必要と認める場合は、前項に定めるおやつ代のほか、当該児童に係る実費相当額を徴収することができる。

(利用料の減免)

第6条 町長は、条例第7条の規定に基づき、児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料を減免することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者

(2) 同一の世帯に属する者の全員が、地方税法（昭和25年法律第266号）の規定による市町村民税が課税されていない世帯に属する者

(3) 災害その他特別の事情がある世帯で、町長が特に必要と認める世帯に属する者

2 利用料の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、利用料減免申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する減免の申請を受けた場合は、その内容を審査し、

減免の適否を決定するとともに、減免申請者に通知するものとする。

(利用の休止)

第7条 町長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用を休止させることができる。

- (1) 感染症疾患等があり、活動上支障があると認められるとき。
- (2) 条例第6条に規定する利用料を納入しないとき。
- (3) その他利用を休止することが適当と認められるとき。

(退所)

第8条 児童の保護者は、条例第4条に規定する対象児童でなくなったとき、又は退所させようとするときは、退所届を町長に提出しなければならない。

2 町長は、当該児童が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該児童を退所させることができる。

- (1) 正当な理由なく継続して2カ月を超えて利用停止するとき。
- (2) 申請書類に虚偽の記載を行ったと認められたとき。
- (3) 他の児童の保育に支障があると認められるとき。

(緊急時等における対応方法)

第9条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項に規定する放課後児童支援員及び同条第2項に規定する補助員（以下「支援員等」という。）は、事業の実施中に児童の体調に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに児童の保護者（保護者から申出がある場合は、その申出に基づく医療機関等）及び町長へ連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければならない。

3 前項の事故により賠償すべき損害が発生したときは、速やかに当該損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第10条 町長は、条例第2条に規定する事業を行う場所に消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備等を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 町長は、児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 虐待の防止を啓発し、及び普及するための支援員等に対する研修の実施
(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。